

南越前町災害時要援護者避難支援計画を策定します

問合せ (計画)総務課 ☎47・8000

(調査)保健福祉課 ☎47・8007



町では、高齢や障害などが理由で、災害時に安全な場所へ避難するための人的支援が必要な方(以下「要援護者」)が、災害発生時に迅速な避難行動がとれるよう、避難支援や情報伝達等の支援体制の整備を図ることを目的とした「南越前町災害時要援護者避難支援計画」を策定しています。11月25日に第1回町災害時要援護者避難支援推進協議会が開催され、区長会・福祉団体・町等が一体となって策定事務を進めていくこととなりました。

具体的な内容

「災害時要援護者避難支援登録台帳」を作成するため、区長や保健福祉課が中心となり「同意調査」を行います。作成する台帳は、要援護者が災害発生時に迅速な避難行動がとれるよう、個別に避難の支援体制を定めたものです。

災害時要援護者避難支援登録台帳の利用について

台帳は、町、消防署、社会福祉協議会、区長、民生委員児童委員、避難支援者(災害時に要援護者を手助けできる方)で保管し、災害時のみ利用するよう厳重に管理します。

要援護者とは

災害発生時に、自力で避難することが難しいと思われる次のような方々です。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 65歳以上の高齢者のみで暮らししている方
- ③ 介護保険で要介護3以上の認定を受けている方
- ④ 身体障害者手帳1・2級や療育手帳A1・A2を保有しているなど重度の障害がある方
- ⑤ 集落内で避難支援が必要と思われる方

「同意調査」を実施します

【集落内における同意調査】

2月～3月実施予定

候補者の選定

区長が中心となり、集落内の自主防災組織(自警消防隊)や民生委員児童委員等と協力して要援護者の「候補者」を選定します。

登録票の記入

候補者宅を訪問し、台帳への登録について本人の同意を求め、同意が得られた場合は、「登録票」に必要な事項を記入します。

登録票の整理・提出

登録票をとりまとめ、町へ提出します。

【保健福祉課による同意調査】

1月実施予定

在宅の方で次の方は、保健福祉課で同意調査を行いますので、ご協力をお願いします。

- ・介護保険で要介護3以上の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳1・2級や療育手帳A1・A2を保有しているなど重度の障害がある方

下水道は 正しく使いましょよう

下水道だから何でも流していいわけではありません。正しく使用しないと故障の原因になったり、周辺に多大な迷惑がかかるほか、重大な事故や設備の寿命を縮めることとなります。下水道は自然・生活環境を向上させるためのみんなの共有財産です。一人ひとりが注意して、正しく使いましょよう。

1 トイレレットペーパー以外は流さない

ティッシュペーパーなどに溶けない紙や紙おむつ、たばこ、ガムなどを流さないでください。詰まりの原因となります。



2 油や生ゴミを流さない

油を流すと下水道管内で石けん水と化合して固まり、詰まりの原因となったり、処理場の機能を低下させます。残った油は紙などでふきとり、燃えるゴミとして出してください。また、野菜くずなどの生ゴミを流すと詰まりの原因となります。生ゴミは回収し流さないでください。

3 危険物、有害物を流さない

ガソリン・シンナー・石油・アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと、爆発を起す原因となります。また、水銀・鉛などの有害物は汚染の原因となります。

問合せ 建設整備課 ☎47・8003